

事務連絡
令和6年1月19日

各関係施設・事業所運営法人代表者様

障害福祉事業課療育支援班

令和5年度地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業に係る協議について（依頼）

本県の障害福祉行政に日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記補助事業について、こども家庭庁から国の令和5年度補正予算分に係る協議依頼がありました。

つきましては、貴法人において当該補助事業によりICTの導入等を希望する場合は、別添「作業要領」を参照の上、下記のとおり御提出願います。

なお、期限までに提出がない場合は、該当がないものとして処理しますので御承知おきください。

記

1 対象施設・事業所

千葉県内（指定都市及び中核市を除く）に所在する障害児入所施設、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所

2 提出書類

- (1) 別紙1 担当者調査票
 - (2) 別紙2・3 障害児支援分野のICT導入モデル事業 事業計画書・積算内訳
 - (3) 別紙4・5 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業
事業計画書・積算内訳
 - (4) 導入するICT機器等のパンフレットや見積書等、参考となる書類
- ※(2)、(3)については実施する事業分を御提出ください。

3 提出方法

- (1) 上記2の提出書類を電子メールにより提出すること
 - (2) 提出先メールアドレス：ryouiku@mz.pref.chiba.lg.jp
- ※メールの容量が7MBを超えると受信できない場合がありますので、提出の際は必要に応じてメールを複数回に分けて発信するなど対応くださるようお願いいたします。

4 提出期限

令和6年1月26日（金） 17時（締切厳守）

5 留意事項

- (1) **令和5年11月29日から令和6年3月31日まで**に係る経費のみを補助対象とする。
- (2) 本件協議の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害児入所支援、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業が実施する事業となること。
- (3) 見積書は同一機器・同一構成により2社以上から徴取する必要があり、ホームページの印刷等では、見積書と認められないこと。
- (4) 書類の提出をもって補助が認められるものでなく、県から国へ協議する案件及び優先順位を決定するためのものであること。

《連絡先》

千葉県健康福祉部 障害福祉事業課 療育支援班 伊藤

TEL : 043-223-2336 FAX:043-222-4133

e-mail : ryouiku@mz.pref.chiba.lg.jp